

氏名	島津美和子
学位の種類	博士（異文化コミュニケーション学）
報告番号	甲第581号
学位授与年月日	2021年9月19日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日 文部省令第9号） 第4条第1項該当
学位論文題目	アメリカ合衆国憲法の日本語訳の歴史
審査委員	（主査）武田 珂代子（立教大学大学院異文化コミュニケーション 研究科教授） 松下 佳世（立教大学大学院異文化コミュニケーション 研究科准教授） 長沼 美香子（神戸市外国語大学外国語学部英米学 科・外国語学研究科教授）

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

題目：アメリカ合衆国憲法の日本語訳の歴史

目次、凡例、本文、参考文献、補遺を含めて、全286頁論

文の構成は以下の通りである。

第1部 導入

第1章 序論

1.1 研究の背景、1.2 研究の目的、1.3 研究の意義、1.4 全体の構成

第2章 先行研究

2.1 法令・法務翻訳、2.2 再翻訳

第3章 研究の理論的基盤

3.1 はじめに、3.2 記述的翻訳研究 (DTS)、3.3 歴史研究における翻訳の歴史

3.4 その他関連する理論第

4章 研究方法と研究対象

4.1 研究方法、4.2 一次文献、4.3 二次文献 (パラテキスト)

第2部 本論

第5章 合衆国憲法の日本語訳の変遷 (1853-2019) : パラテキストの分析

5.1. 第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)

5.2. 第2期 第二次世界大戦前の安定期 (1910-1931)

5.3. 第3期 戦時体制下の停滞期 (1932-1945/8/14)

5.4. 第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期
(1945/8/15-1960)

5.5. 第5期 日米新安保条約調印後の低位安定期 (1961-1997)

5.6. 第6期 翻訳の多様化期 (1998-2008) : 新しい翻訳の誕生

5.7. 第7期 21世紀の混迷する世界情勢下の停滞期 (2009-2019)

第6章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析 : 共時的観点から

6.1. 第1期 合衆国憲法日本語訳の黎明期 (1853-1909)

6.2. 第2期 第二次世界大戦前の安定期 (1910-1931)

6.3. 第3期 戦時体制下の停滞期 (1932-1945/8/14)

6.4. 第4期 第二次世界大戦後から日米新安保条約調印までの隆盛期
(1945/8/15-1960)

6.5. 第5期 日米新安保条約調印後の低位安定期 (1961-1997)

- 6.6. 第 6 期 翻訳の多様化期（1998-2008）：新しい翻訳の誕生
- 6.7. 第 7 期 21 世紀の混迷する世界情勢下の停滞期（2009-2019）
- 第 7 章 合衆国憲法の日本語訳のテキスト分析：通時的観点から

- 7.1. 自己再翻訳、7.2. 改訳（他者による再翻訳）

第 3 部 総括

第 8 章 考察と結論

- 8.1. 考察、8.2. 結論、8.3. 研究の限界、8.4. 今後の課題

参考文献、補遺

（2）論文の内容要旨

アメリカ合衆国憲法（以降、合衆国憲法）は、1866 年の福沢諭吉訳から 2019 年までに総計 100 点余りの日本語訳が日本および米国で刊行されてきた。本論文は、合衆国憲法が 150 年にもわたり日本語に再翻訳されてきた理由・動機や目的を解明することを研究課題とし、原文・訳文コーパス、当該時期の日本・米国における社会状況や日米関係に関する史料、訳者前書きなどパラテキストを対象とした質的・量的分析を行い、考察を展開したものである。

まず、第 1 部「導入」では、第 1 章で研究の背景、目的、意義および本論文の構成を示した後、第 2 章では再翻訳と法令・法務翻訳に関する先行研究を概観し、非文学テキストの再翻訳が未開拓の研究分野であることを示した。第 3 章では、本研究が理論的枠組みとして記述的翻訳研究（DTS : Descriptive Translation Studies）を用い、Pym (1998) に基づき、翻訳者を中心とする考察を展開することを示した。第 4 章は事例研究の採用理由、史料分析とテキスト分析を中心とする質的分析と、原文・訳文コーパス分析を中心とする量的分析から成る研究手法を説明した。さらに、研究対象とした一次文献、二次文献、翻訳者を概観した。

第 2 部「本論」では、まず第 5 章で、合衆国憲法日本語訳を取り巻く状況の変遷を追い、それに照らしながら合衆国憲法翻訳の動機や目的を分析した。結果、翻訳者による翻訳の動機は、大きな流れとして「知識の吸収と普及」という受動的なものから「日本の視点」や「多様な用途」に取り組んだ能動的なものへと徐々に変化したことが明らかとなった。続く第 6 章では、原文・訳文コーパスの分析を通して、同時期の異なる翻訳者による翻訳を比較し、翻訳目的の違いは必ずしも明示的には訳文の違いにつながらないことを示した。第 7 章では、異なる時期の同一翻訳者による翻訳を原文・訳文コーパス分析で比較し、合衆国憲法の解釈の根幹に関わる表現の訳出は大きく変わらないことを示した。また、後進による既訳の改訳も同様の傾向があった。

第 3 部「総括」を成す第 8 章では、第 2 部で行った分析をもとに結論および理論的示唆を提示するとともに、研究の限界と今後の課題について述べた。結論としては、合衆国憲法が日本語に翻訳されてきた理由・動機や目的は、翻訳者個人のレベルでは多様で

あるものの、各時期区分の社会・政治・文化状況を反映した翻訳目的の変遷の中に位置づけられ、大きく 4 段階で変化したと考えられることを示した。まず、近代化を目指し積極的に欧米の情報を収集した明治期には、合衆国憲法の全般的知識を一般に広めるために日本語に翻訳した。次の第二次世界大戦前までの段階では、合衆国憲法の解説書や教科書として米国で出版されている文献に依拠した翻訳が行われるようになった。第二次世界大戦後から 2000 年頃までの第3 段階では、翻訳者が積極的に翻訳対象に関与し、日本の視点から合衆国憲法を解釈した上で翻訳するようになった。第 4 の現在に至る段階では、合衆国憲法の翻訳を通じて日本の憲法のあり方を顧みるなど、幅広い用途と読者を対象とするようになり、合衆国憲法が米国でどのように運営されているかを考慮しつつも、同時に日本の文脈において合衆国憲法が持つ意味に比重を置く翻訳となった。

本研究が理論的に示唆することは、第 1 に、社会・文化状況に照らして翻訳事象を記述し分析する DTS は合衆国憲法日本語訳の歴史研究においても有効ということだ。DTS は目標テキスト志向である点、また、翻訳事象に法則性を求めている点で限界はあるが、翻訳史を翻訳に関わった人を中心に捉えなおすべきとする Pym (1998) の視点を取り入れることでこれらの限界をある程度克服できることがわかった。第 2 に、ある文化システム内での翻訳の位置づけに注目する多元システム理論は、元来翻訳文学について構築された理論であり、法令・法務テキストである合衆国憲法日本語訳の分析には限定的な意味しか持たないことがわかった。第 3 に、目標テキストの目的を問うスコ-pos理論は、目標テキストの目的を翻訳がなされた社会的・政治的・文化的状況と結びつける概念として有力であることを確認した。第 4 に、本事例では、翻訳は「再翻訳を通してのみ完成訳に到達できる」(Berman, 1990) 「起点テキストと目標テキストを同じくする後発の翻訳は起点テキストにより近くなる傾向がある」(Chesterman, 2000) といった再翻訳仮説を論証することはできず、同仮説の妥当性に疑問を呈した。

本研究の意義は、第 1 に、従来、文学中心であった再翻訳研究に法令・法務テキストにおける再翻訳という非文学の視点を加え、翻訳研究における再翻訳研究の蓄積に貢献できたことである。第 2 に、同一のテキストが幕末から平成にわたり日本語に翻訳されてきた理由・動機や目的を考察することで、日本の翻訳史を考える視野を広げた。また、第 3 に、翻訳という媒介を通して、合衆国憲法と日本の憲法との関係を捉える新たな視点を提供した。日本国憲法は合衆国憲法の理念の影響を受けているとされる。その経路が合衆国憲法の日本語訳であるとすれば、合衆国憲法が日本語に翻訳された理由の解明は日本国憲法の理解に何らかの示唆を与えると考えられる。

今後の課題としては、他の憲法の翻訳事例を研究し、起点文化と目標文化における自国の憲法の状況が、目標文化における起点文化の憲法の翻訳に影響を及ぼす可能性について一般化を試みることが挙げられる。また、憲法に留まらず、法律文書一般の再翻訳に文学の再翻訳と同様の傾向がみられるのか否かを検証することも今後の研究課題になりうる。

II. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

研究対象、理論的枠組み、研究方法、分析結果と今後の研究課題、論文の形式という視点から、本論文の主な特徴を以下にまとめる。

【研究対象】

本研究は合衆国憲法が 1866 年から 150 年余りにわたり日本と米国で繰り返し日本語に翻訳され、総計 100 点以上の日本語訳が刊行されていることに注目し、その理由や目的を解明することを主眼としている。翻訳研究における位置づけとしては、再翻訳 (retranslation) と法令・法務翻訳 (legal translation) という二つの主題にまたがる事例研究であるとともに、幕末から平成にかけて 150 年というスパンで社会と翻訳との関係を考察した歴史研究と捉えられる。

【理論的枠組み】

本研究が用いた理論的枠組みの中核は DTS である。DTS は翻訳を「目標文化の事実」と捉えて記述、分析し、翻訳が行われた社会的・文化的コンテクストに照らした考察をするものだ。過度の「目標志向」に対する批判もあり、本研究では、起点文化（米国の状況）にも留意する修正を行なっている。また、翻訳史の研究は翻訳者中心の視点を持つべきとする Pym (1998) の提案を受け、テキストに基づく DTS に「人」の要素も加えている。また、関連理論として、多元システム理論、スコポス理論、再翻訳理論（仮説）、アプレイザル理論の本研究における有効性についても検討している。

【研究方法】

言語学と歴史学の知見を導入し、翻訳者の履歴や訳者あとがきといったパラテキスト、日本・米国の状況と日米関係に関する史料、訳文テキストに基づく質的分析と、原文・訳文コーパスに基づく量的分析を組み合わせた研究方法を採用している。特に、質的分析で重きを置くのは、日米の社会・政治状況や日米関係と翻訳目的の変遷の関連づけである。コーパス分析では、主権者 (people, citizen) と義務のモダリティの法助動詞 (shall) の訳出に焦点を置き、翻訳目的が訳出方法に明示的に反映されているかを分析している。

【分析結果と今後の研究課題】

翻訳者個人のレベルでは合衆国憲法の日本語への翻訳の動機や目的は多様であるものの、日本と米国の各社会・政治状況や両国関係に照らした全体的な視点から見ると、合衆国憲法日本語訳の歴史は、同憲法に対する「全般的知識の普及」「理解の促進」「日本の視点からの解釈」「多様な読者と用途」といった総体的な目的の変遷に沿って説明できると本論文は結論づけている。また、主権者を表す用語と法助動詞 shall など合衆国憲法の解釈の根幹に関わる部分での訳出にはほとんど差異がないことを示している。

今後は、他の憲法とその翻訳事例を分析することによって、本論文の結論との関連性を模索する研究が可能である。

【論文の形式】

用語の定義、研究の対象範囲が明確に示され、一貫性と結着性のある議論が展開される構成となっている。図表の効果的な使用が可読性向上に役立っている。

(2) 論文の評価

本論文は、研究対象のオリジナリティ、資料の網羅的な収集、量的・質的分析を融合させた研究方法の堅固さ、緻密な分析、理論的枠組みに基づく明晰な考察という点で優れており、再翻訳、法令・法務翻訳、翻訳史に焦点を置く研究コミュニティに対し有益な情報と論考を提供するものだ。特に以下の点で高く評価できる。

まず、従来の再翻訳研究では、文学作品を対象に数点の再翻訳テキストを分析するのが主流だった。しかし本論文では、文学外のテキストを扱い、100点以上の再翻訳テキストを概説し、そのうち40点以上を詳細に分析したという点でオリジナリティがある。先行研究や理論的枠組みに対する批判的検討も、的確な理解に基づき精緻に展開されている。また、一次・二次資料を網羅的に収集し、原文と訳文のコーパスを構築し、質的・量的両側面から緻密な分析も行っている。さらに、分析結果の理論的示唆に関して、DTSにおける課題の克服、再翻訳仮説の反証、多元システム理論の限定的有効性などを論じたことは翻訳理論の探究にとって意義がある。

翻訳研究に対する本論文の主な学術的貢献としては以下の3点がある。まず、文学中心だった再翻訳研究に非文学の視点を加え、100点以上の訳文を対象にした研究を提示したことで再翻訳の事例研究に厚みを加えた。第2に、日本の翻訳史研究において、起点・目標両文化の社会・政治状況と関連づけた質的分析と原文・訳文コーパスを基にした量的分析を融合させた研究手法の有効性を新たに示した。最後に、目標文化偏重という批判もあるDTSに、起点文化に対する同等の注意および翻訳者中心の視点を取り入れることで、DTSの発展的応用性を実証した。翻訳史におけるこうした研究手法や理論的枠組みの批判的援用というアプローチは今後の翻訳・通訳研究において参照されるべきものだと考える。

さらに、本論文は、合衆国憲法のみならず、その影響を受けたとされる日本国憲法に関する法学・歴史・政治学研究に対しても、翻訳研究の立場から新たな知見を提供している。特に、補遺として提示された日米関係と合衆国憲法日本語訳の年表、翻訳者の属性リスト、訳文の書誌情報などは、網羅的かつ整理分類が明快なものとなっており、今後、貴重な資料として多方面での活用が期待できる。

本研究の成果を踏まえ、今後は、アプレイザル理論の部分的適用に対する批判的検討や「独立宣言」など同時代テキストへの言及、翻訳者へのインタビューを含めた研究への発展を期待する。